

成年後見制度

後見・保佐・補助の三類型

最近、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者に関する問題が数多く報道されています。

精神上の障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が不十分で法律行為をするための意思決定が困難な者について、不十分な判断能力を補い本人の権利が守られるように、民法は後見、保佐、補助の三種の成年後見制度を設けています。

後見は、精神上の障害により判断能力を欠く常況にある人を対象とします。常に自分で判断して法律行為をすることはできないというような場合、申立てにより家庭裁判所は後見開始の審判をして、本人（成年被後見人）のために成年後見人を選任します（民法7条、8条）。

成年後見人は、本人のすべての行為を代理する権限と取消権が与えられますが、本人がした日用品の購入その他日常生活に関する行為は取り消せません。

保佐は、精神上の障害により判断能力が著しく不十分な人を対象とします。簡単なことであれば自分で判断できるけれども法律で定められた一定の重要な事項

については援助してもらわないとできないというような場合、申立てにより家庭裁判所は保佐開始の審判をして、本人（被保佐人）のために保佐人を選任します（同 11 条、12 条）。

保佐人は、民法 13 条 1 項所定の行為を本人が行うことについて同意権を有します。家庭裁判所の審判により、保佐人の同意権の対象となる行為を追加することもできます。

補助は、精神上の障害により判断能力が不十分な人を対象とします。大体のことは自分で判断できるけれども難しい事項については援助をしてもらわないとできないことがあるというような場合、申立てにより家庭裁判所は補助開始の審判をして、本人（被補助人）のために補助人を選任します（同 15 条、16 条）。

補助人は、援助が必要な事項として申立て家庭裁判所の審判により特に定められた事項について同意権、代理権が与えられます。また、同意が必要なのに同意なしでなされた本人の行為を取り消す取消権も与えられます。

以上のとおり、後見、保佐、補助の三種は、本人の判断能力の程度によって区分されているので、それに応じた申立てをすることになります。

成年後見の実際の手続については次回にご説明します。